

第Ⅰ部

はじめに

1章 西宮市の概要	1
2章 地震の概要	4
3章 西宮市の被災状況	5
4章 人口	7
5章 市議会の活動	12
6章 国の財政的支援	19
7章 義援金の受入・支給	24

1. 沿革

本市は、古くは西宮神社の門前町として、さらには西国街道と中国街道が交差する宿場町として栄えた。江戸時代には「宮水」の発見により酒造業が盛んとなり、西宮・今津港という立地条件にも恵まれ、“灘の生一本”の生産地として全国に知られるようになった。明治以降、良好な自然環境に加え、国鉄・阪神・阪急などの鉄軌道の整備を契機として、住宅地として発展するとともに、良好な教育環境を求めて大学が移転してくるなど、住宅都市、文教都市としての性格を特徴づける基礎がつくられた。

一方、産業の面においては、酒造業を中心に食料品、製瓶、紡績の軽工業、さらには機械、鉄鋼、化学などの重工業も発達し、昭和30年代には阪神工業地帯の一角を担うまでの工業地帯を形成することとなった。

この間、本市の母体である西宮町は、大正14年4月に市制を施行し、以後周辺の町村との合併や、さらには昭和40年代から始まる臨海部の埋め立て等により市域を拡大し、現在の面積は100.18km²となっている。これに伴い、人口も大正14年の約3万4千人から、市域の拡大とともに順調に増加し、昭和50年（1975年）には40万人を超え、全国でも有数の規模の都市に成長した。

このような発展過程の中で、昭和38年（1963年）に、全国で最初に「文教住宅都市」宣言を行い、良好な住宅地と恵まれた教育環境を生かしたまちづくりを進めることを明らかにした。昭和46年には、「西宮市総合計画」を策定。その後、昭和61年には、“活力とうるおいのある文教住宅都市”的建設をめざす「西宮市新総合計画」を策定し、この基本目標の実現に向けて、着実に発展を続けてきた。

平成8年度からスタートする「第3次西宮市総合計画」策定中に阪神淡路大震災が発生した。市は、「西宮市新総合計画」の基本構想を3年間延長するとともに、緊急対応としてまちづくりを安全・安心面から見直し、補完する「西宮市震災復興計画」を平成7年6月に策定した。その後、平成11年度に震災復興計画をまちづくりの柱として引き継ぎ、平成20年度を目標年次とする「第3次西宮市総合計画」を策定した。

2. 地勢

(1) 地形

本市は、兵庫県の南東部にあり、大阪、神戸両市の中間に位置している。市域の東は武庫川下流で尼崎市に、西は芦屋市に、北は六甲山地北部で神戸市、仁川及び武庫川中流で宝塚市にそれぞれ接し、南は大阪湾に面している。市域は、南北19.2km、東西14.2kmにわたり、ひょうたん型に展開しており、その中央部を東六甲山系に属する山地が東西に横断している。全体として、海拔0mから900mにいたる起伏と変化にとんだ地形を生み、自然の緑とあいまって美しい景観をつくり出している。

東六甲山系から市北部の北摂山系に広がる山地は、市域総面積の70%余りを占め、瀬戸内海国立公園六甲山地区の一部を含む豊かな自然に恵まれた地域である。

(2) 地質

地質系統は、中世代の六甲花崗岩及び石英粗面岩類の古い系統と、新生代における神戸層群、大阪層群、段丘れき層及び沖積層といった比較的新しい系統の2つに大きくわけることができる。

太多田川から北部一帯は主として石英粗面岩類からなり、山口町と塩瀬町の一部では泥岩、砂岩、れき岩からなる神戸層群で覆われており、この層群において集落の形成がみられる。

東六甲山系に属する山地においては、表層は凝固度の弱いれき、砂、粘土からなる洪積層（大阪層群、段丘れき層）に覆われており、南部の市街地は、花崗岩の風化作用と河川の侵食作用によって、六甲山地の土砂が多量に下流に運ばれ、たい積してできた沖積層のデルタの上に形成されている。

また、兵庫県南部地震発生時には、野島断層が活動したことが判明しているが、市域内には、甲陽断層や芦屋断層、六甲断層など、いくつかの活断層の存在が明らかになっている。

西宮市の概要（平成16年10月1日現在）

人 口	459,448人	世 帯 数	191,756世帯
面 積	100.18km ²	人口密度	4,373人/km ² （平成12年国調）
産業別就業人口（平成12年国調）		第1次産業	650人（0.3%）
		第2次産業	47,919人（23.1%）
		第3次産業	154,073人（74.3%）
		総 数	207,432人（分類不能の産業を含む）

高齢者比率 14.6%（平成12年国調）

昼夜間人口比 87.8%（平成12年国調）

選挙人名簿登録者数 男 169,203人 女 189,990人 計 359,193人

市 の 沿革 T 14.4.1 市制施行

S 8.4.1 合併今津町 芝村 大社村

S 16.2.11 合併甲東村

S 17.5.5 合併瓦木村

S 26.4.1 合併鳴尾村 塩瀬村 山口村

財 政（平成15年度決算：普通会計）

（単位：千円）

歳 入	149,548,554	実 質 収 支	572,157
歳 出	148,971,047	地方債現在高	256,792,688
歳入歳出差引	577,507	基金現在高	12,191,648
翌年度に繰越すべき財源	172,049	（財政調整基金	3,833,400）

職 員 数（再任用短時間勤務職員） 3,785人（35人）

公共施設等の状況（平成16年4月1日現在） （ ）内は市立以外を含む

小 学 校	42校（44校）	診 療 所	8カ所（685カ所）
中 学 校	20校（28校）	上 水 道 普 及 率	99.9%
高 等 学 校	2校（17校）	下水道普及率（人口）	98.0%
養護学校他	1校（3校）	都市公園等都市計画	382カ所
保 育 所	23カ所（45カ所）	区域内人口1人当	7.24m ²
幼 稚 園	22園（62園）	道 路 改 良 率	79.6%
公 民 館	24カ所	道 路 補 装 率	96.4%
体 育 館	7カ所（10カ所）	ご み 実 施 率	100.0%
病 院	1カ所（23カ所）	し 尿 実 施 率	0.3%

主な公共施設等	アミティホール	市民体育館	総合福祉センター
	フレンテホール	北山緑化植物園	総合教育センター
	プレラホール	リゾ鳴尾浜	男女共同参画センター
	なるお文化ホール	津門中央公園	大学交流センター
	甲東ホール	震災記念碑公園	子育て総合センター
	大谷記念美術館	西部総合処理センター	消費生活センター
	甲山自然の家	甲子園浜自然環境センター	

まちづくりの基本目標 “文教住宅都市を基調とする個性的な都市”

都 市 宣 言 安全部宣言（昭和37. 1）

文教住宅都市宣言（昭和38. 11）

平和非核都市宣言（昭和58. 12）

環境学習都市宣言（平成15. 12）

市 花 ・ 木 さくら（花） くすのき（木）

祭・行事

西宮神社十日戎（1月）
選抜高等学校野球大会（3月）
さくら祭（4月）
全国高等学校野球選手権大会（8月）
にしのみや市民祭り（8月）
酒蔵ルネサンス（10月）
西宮国際ハーフマラソン（11月）
清酒 ビールその他の食品関連産業

**主な産業
わがまちの顔**

甲山 尻川の桜 甲子園球場 酒蔵通り 西宮戎神社 武庫川河川敷
新西宮ヨットハーバー アクタ西宮 エビスタ西宮 フレンテ西宮

平成7年1月17日未明に阪神・淡路地域を襲った「兵庫県南部地震」は、日本で初めての近代的な都市における直下型地震であり、大きな破壊力をもって、未曾有の災害をもたらした。気象庁はこの地震を「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」と命名した。さらに政府は、今回の災害の規模の大きさに加え、今後の復旧・復興施策の推進の際に統一的な仮称が必要となることから災害名を「阪神・淡路大震災」と呼称することを平成7年2月14日に閣議口頭了解した。

●発生日時	平成7年1月17日(火)午前5時46分
●震源	淡路島北部（北緯34度36分 東経135度02分）
●震源の深さ	16km
●規模	マグニチュード7.3
●震度	震度7（激震）
●特徴	横揺れと縦揺れが同時に発生
●被害状況（平成15年12月25日消防庁調べ）	
死亡者	6,433人
行方不明	3人
負傷者	43,792人
全壊家屋（全焼を含む）	111,054棟
半壊家屋（半焼を含む）	144,343棟

道路、鉄道、港湾等の都市基盤施設や電気、電話、ガス、上水道等のライフライン施設や多くの商工業施設等広範囲にわたって、壊滅的な被害を受けた。この被害規模は、大正12年（1923年）の関東大震災に次ぐ地震被害となった。

3章

西宮市の被災状況

1. 市民生活の被害

(1) 犠牲者

- 死者者 1,146人（震災関連死及び市外で死亡した市民12名を含む）
- 負傷者 6,386人
- 高齢者（60歳以上）が、死亡者の約54%を占める

(2) 被災世帯

- 全壊（全焼を含む） 34,136世帯
- 半壊（半焼を含む） 27,102世帯
- 震災時、世帯数の約40%が大きな被害

(3) 避難者等

●避難勧告の状況

仁川百合野町	1月20日発令	50世帯100人勧告	2月16日解除
苦楽園四番町	1月21日発令	80世帯240人勧告	平成8年10月1日解除
宝生ヶ丘1・2丁目	1月21日発令	142世帯420人勧告	平成9年6月16日解除
生瀬高台	1月21日発令	35世帯100人勧告	2月16日解除

●ピーク時

- 避難所数 194カ所（平成7.1.20）
- 避難者数 44,351人（平成7.1.19）

●平成7年9月末で避難所解消

(4) 火災による焼損 火災件数41件（震災当日に34件発生）

- 全 焼 50棟
- 半 焼 6棟
- 部 分 焼 18棟
- ぼ や 16棟
- 延べ焼損面積 7,649m²

2. 都市施設の被害

(1) 公共施設の被害（主なもの）

- 市役所 6～8階損傷著しく使用不能
- 市民施設 市民会館、労働会館、市民館などが大きな被害を受けた
- 中央病院 建物一部損壊、設備損傷
- 学校園 小42校、中19校、高3校、養護1校、幼22園が被災
- 体育館等 中央体育館、スポーツセンター、夙川公民館等の破損、損壊
- ホール アミティホール、フレンテホールが使用不能

(2) 交通ネットワークの被害

①道路

ア. 幹線道路

- 国道171号：門戸高架橋の落橋により通行止（平成7.11.28一部開通、平成7.12.28全面開通）
- 国道2号・43号・176号、中国自動車道の一部損壊
- 名神高速道路：落橋その他橋脚部の被害により通行止 （平成7.7.29全面開通）
- 阪神高速道路3号神戸線：落橋2カ所により通行止 （平成8.9.30全面開通）
- 阪神高速道路5号湾岸線：落橋1カ所により通行止 （平成7.4.29全面開通）

- 西宮北有料道路（盤渓トンネル）：2カ所の崩落等により通行止 (平成7.3.1全面開通)
- イ. 一般道路・橋梁
 - 市道：156kmで路面沈下等の被災のほか、丘陵地の地盤流動により27カ所で地滑りが発生し、道路が屈曲、沈下等の被災
 - 橋梁：車道33橋、人道10橋、計43橋で橋台、橋脚の傾斜や主桁の破損などの被災

(2) 鉄道

ア. JR

- 新幹線：高架橋延長約1.5kmの60%が損傷により不通 (平成7.4.8全線開通)
- 在来線：橋梁10カ所損傷、電線・電柱多数損傷により不通 (平成7.4.1全線開通)

イ. 阪急

- 神戸線：高架橋部分多数倒壊、夙川駅舎損壊等により不通 (平成7.6.12全線開通)
- 今津線：高架橋部分18本損傷、軌道・電気施設多数損傷により不通 (平成7.2.5全線開通)
- 甲陽線：線路陥没、法面崩壊等により不通 (平成7.3.1全線開通)

ウ. 阪神

- 本線：西宮変電所全壊、鉄柱・電線等多数損傷、香櫞園駅盛土一部崩壊、津門川橋脚ひび割れ等により不通 (平成7.6.26全線開通)

(3) ライフラインの被害

- 水道：154,100世帯で断水 (平成7.2.28応急復旧工事完了)
南部の貯水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設が損傷
- 下水道：下水管渠、ポンプ場、処理場などが損傷 (平成8.12.26復旧完了)
- 電気：176,000軒で停電 (平成7.1.23応急送電完了)
- ガス：停止戸数は170,400戸/(172,500戸) (平成7.4.11応急復旧完了)
- 電話：故障件数は34,000回線/(198,000回線) (平成7.1.31回復完了)

(4) 港湾施設の被害

- 西宮大橋橋脚2本損壊し全面通行止 (平成8.5.22復旧完了)
- 西宮地区、甲子園地区埋立地の埠頭・護岸が損壊・沈下

(5) 公園施設の被害

- 都市公園、地区公園、近隣公園等の大部分で舗装陥没、擁壁崩壊等

(6) 河川の被害

- 御手洗川、中新田川、森貝川等の護岸破損

3. 産業の被害

(1) 酒造業

- 21社の内、生産12社、休造5社、廃業4社 (平成10.10.1現在)

(2) 小売市場・商店街

- 小売市場…32団体のうち全・半壊20団体
- 商店街…36団体のうち全・半壊22団体 (平成10.1.31現在)

1. 総人口

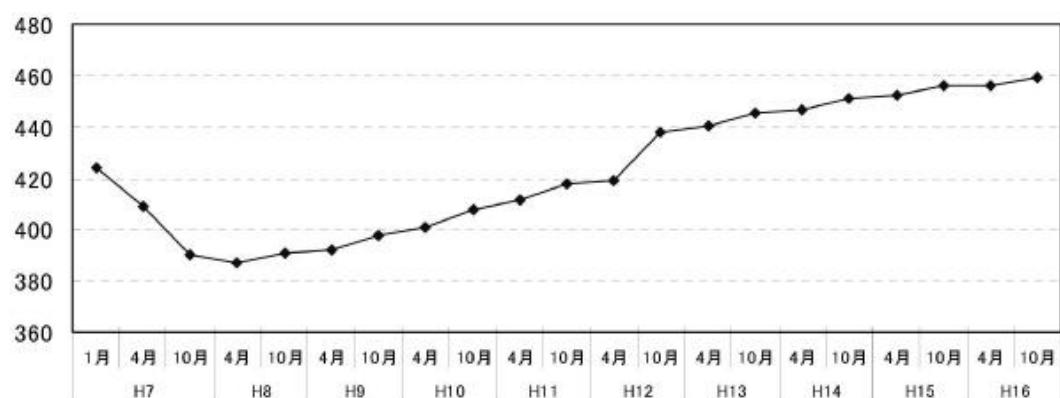
震災直前の平成7年1月1日の人口は、424,101人であったが、震災後の同年10月1日に実施した国勢調査の結果では、震災の影響により390,389人と約3万3千人の減少となった。その後も人口の減少は続き、平成8年4月には386,802人で、震災後の最少人口を記録した。しかし、その翌月からは増加に転じ、平成12年10月1日の国勢調査では、438,105人と震災後初めて震災前の人口を上回る結果となった。その後も人口の増加は続き、平成16年10月1日現在の人口は、459,448人となっている。平成7年1月1日の人口に対する人口回復率は、108.3%となっている。

一方、登録人口で見ると、平成7年1月1日の人口は420,687人であったが、平成8年5月1日の397,854人を最少に増加に転じ、推計人口同様転入超過が続き、平成16年10月1日には456,313人となっている。平成7年1月1日の登録人口に対する人口回復率は108.5%である。

本市では、学生が多いなどの都市的性格もあり、震災前まで国勢調査人口（推計人口）が登録人口を上回っていたが、震災直後の平成7年の国勢調査において、登録人口401,441人に対し、国勢調査人口390,389人と逆転した。これは、市内に住民登録等をおいたまま市外に避難した人が相当数あったためと考えられる。しかし、平成12年の国勢調査で、再び国勢調査人口が登録人口を上回っていることから、この時期までに震災による市外流出の影響はある程度収まったものと思われる。

震災復興に伴い、西宮マリナパークシティ等の大規模開発や、市域に多くのマンション等が建設されたこともあり、転入人口が転出人口を上回る状態が続いている。震災後の人口増の特徴として、20代後半から30代の子育て世代の転入が多いことがあげられる。

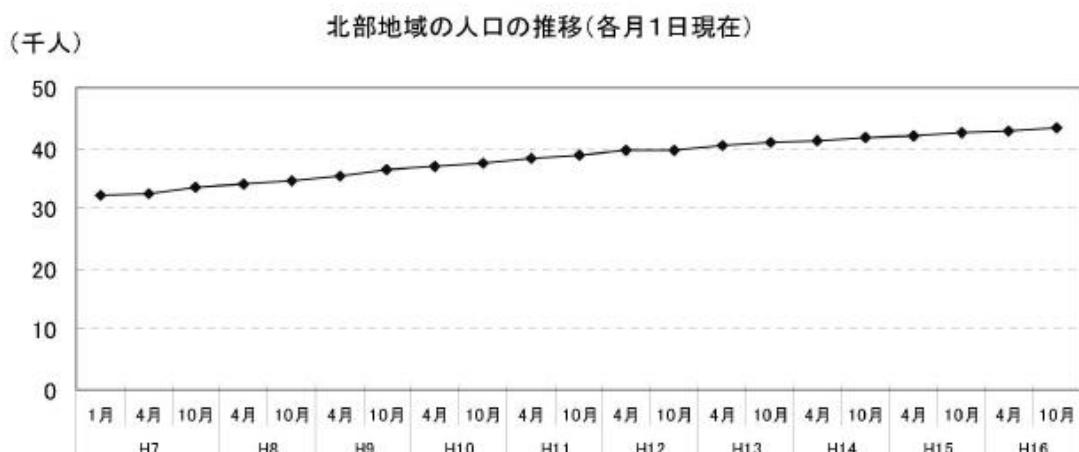
(千人) 西宮市の人口の推移(各月1日現在)



2. 地域別人口

市南部と北部に分けて人口の動きを見ると、南部では震災の影響により急激な人口減少が見られ、その後順調に回復し、平成12年度以降は震災前人口を超えて増加を続けている。概ねその動向は、総人口の動きと一致している。

一方、北部の塩瀬・山口両地区では、震災による被害が南部に比べ少なかったため、人口は震災前からの傾向と変わらず、微増傾向が続いている。人口統計上震災の影響は見られない。



人口の推移

年	月	人 口	南 部	北 部	登録人口
平成7年	1月	424,101	391,840	32,261	420,687
	4月	408,792	376,236	32,556	405,378
	10月	390,389	356,811	33,578	401,441
平成8年	4月	386,802	352,745	34,057	397,854
	10月	390,792	356,157	34,635	401,844
平成9年	4月	391,953	356,475	35,478	403,005
	10月	397,618	361,169	36,449	408,670
平成10年	4月	400,861	363,807	37,054	411,913
	10月	407,687	370,213	37,474	418,739
平成11年	4月	411,466	373,135	38,331	422,518
	10月	417,751	378,794	38,957	428,803
平成12年	4月	419,150	379,508	39,642	430,202
	10月	438,105	398,440	39,665	434,970
平成13年	1月	439,682	399,701	39,981	436,547
	4月	440,171	399,713	40,458	437,036
	7月	444,434	403,575	40,859	441,299
	10月	445,658	404,642	41,016	442,523
平成14年	1月	447,123	406,019	41,104	443,988
	4月	446,771	405,462	41,309	443,636
	7月	450,063	408,567	41,496	446,928
	10月	451,163	409,532	41,631	448,028
平成15年	1月	452,211	410,464	41,747	449,076
	4月	452,102	409,997	42,105	448,967
	7月	454,949	412,619	42,330	451,814
	10月	456,037	413,521	42,516	452,902
平成16年	1月	456,786	414,131	42,655	453,651
	4月	456,257	413,494	42,763	453,122
	7月	458,464	415,435	43,029	455,329
	10月	459,448	416,210	43,238	456,313

3. 自然動態

出生と死亡の差である自然増減数の推移は、震災死の影響により、平成7年1月と2月の2ヶ月間が連續して自然減となっているが、3月以降は、平成6年と同数程度に戻っている。その後も、自然増の状態で推移している。

なお、震災死亡数1,134名のうち、市内に住民票のあるものは1,063名で、これに他都市で死亡したものを12名加えた1,075名が西宮市の人口動態統計上現れてくる震災による死亡数となる。

4. 社会動態

社会動態は、平成6年では市民の6.8%が転入、7.3%が転出で2,000人余りの社会減となっており一般的な傾向であった。

震災による人口の社会動態をみると、震災月の平成7年1月で早くも2,000人余りの転出超過、3月には6,000人を超える転出超過で、平成8年3月までの1年3ヶ月転出超過が継続した。

まず、転入数を見ると平成7年1月から4月までの間は平成6年と比較し、大幅に転入数が減少している。4ヶ月トータルをみると平成6年の同期間と比較し3,000人近く少なくなっている。しかし平成7年5月には、ほぼ震災前の平成6年と同様の数字に戻り、その後若干平成6年を下回った数で推移しているが、10月以降は平成6年とほぼ同数となっている。

平成8年に入ってからは、転入数のピークの時期的なずれはあるが、概ね平成6年と同数となっており、平成8年7月以降は平成6年の同月に比べ転入数が上回っている。その傾向は現在まで続いている。

また、転出数をみると平成7年は平成6年を大幅に上回っており、特に2月は平成6年同月と比較し、5千人以上増加している。この転出数の増加傾向は7月頃まで続いており8月以降は平成6年とほぼ同数に戻っている。平成8年に入ってからもこの状況は続き、8月以降は平成6年を下回る状況となっている。

転入と転出の差である社会増減数をみると、表に示すとおり平成7年11月には平成6年同月とほぼ同数に戻り、平成8年6月まで平成6年の同月とほとんど同じ推移を示している。平成8年7月以降は、社会増が続いているが、社会減の傾向にあった平成6年以前とは異なる動向を見せており、社会動態上人口回復基調となり、平成9年度以降は3月に微減し4月にその数倍の人口が増加するという傾向が続いている。特に平成14年度までは、毎年4月に2,000人を超える増となっている。

月別人口動態の推移

年	月	自然動態			社会動態			人口 増減数
		出生数	死亡数	増減数	転入数	転出数	増減数	
平成6年	1月	330	232	98	1,635	1,814	△179	△81
	4月	365	235	130	4,676	2,923	1,753	1,883
	7月	360	276	84	2,040	2,477	△437	△353
	10月	368	222	146	1,870	2,079	△209	△63
平成7年	1月	312	1,219	△907	1,110	3,243	△2,133	△3,040
	4月	292	241	51	4,050	4,639	△589	△538
	7月	311	235	76	1,829	2,791	△962	△886
	10月	254	220	34	1,873	2,379	△506	△472
平成8年	1月	320	253	67	1,576	1,961	△385	△318
	4月	268	212	56	5,333	3,384	1,949	2,005
	7月	359	173	186	2,613	2,463	150	336
	10月	324	230	94	2,316	1,945	371	465
平成9年	1月	301	312	△11	2,103	1,940	163	152
	4月	337	212	125	6,025	3,073	2,952	3,077
	7月	337	206	131	2,263	2,365	△102	29
	10月	371	220	151	2,433	2,021	412	563
平成10年	1月	423	260	163	1,986	1,710	276	439
	4月	317	185	132	6,022	2,810	3,212	3,344
	7月	393	198	195	2,487	2,345	142	337
	10月	390	227	163	2,451	1,795	656	819
平成11年	1月	381	324	57	2,014	1,485	529	586
	4月	386	215	171	5,459	2,662	2,797	2,968
	7月	385	233	152	2,682	2,001	681	833
	10月	360	196	164	2,170	1,769	401	565
平成12年	1月	424	277	147	1,698	1,694	4	151
	4月	374	237	137	4,646	2,534	2,112	2,249
	7月	415	233	182	2,254	2,148	106	288
	10月	404	233	171	2,215	1,872	343	514
平成13年	1月	423	297	126	2,327	2,172	155	281
	4月	339	237	102	5,762	3,224	2,538	2,640
	7月	426	234	192	2,664	2,440	224	416
	10月	435	234	201	2,868	2,518	350	551
平成14年	1月	424	274	150	1,977	2,007	△30	120
	4月	430	219	211	5,572	3,495	2,077	2,288
	7月	487	230	257	2,684	2,635	49	306
	10月	459	228	231	2,526	2,364	162	393
平成15年	1月	409	357	52	2,208	2,060	148	200
	4月	379	223	156	5,151	3,397	1,754	1,910
	7月	451	222	229	2,745	2,610	135	364
	10月	399	260	139	2,729	2,517	212	351
平成16年	1月	431	302	129	2,010	1,883	127	256
	4月	442	226	216	4,645	3,349	1,296	1,512
	7月	356	238	118	2,498	2,332	166	284
	10月	374	246	128	2,565	2,244	321	449

震災後、直ちに特別委員会が設置されたのをはじめ、本会議（臨時会・定例会）を通じて、救援・復旧・復興に対しての取り組みが行われてきた。さらに議会開会中・閉会中を問わず、特別委員会が開催される等、あらゆる機会を通じて議会一丸となって、種々の活動が行われてきた。その内容の主なものは次のとおりである。

1. 本会議（臨時会・定例会）の開催

平成 7. 2.15 3.13～3.24 6.11 6.20～7.4 9.8～9.26 11.13 12.1～12.21	第21回臨時会 第22回定例会 市議会議員選挙* 第1回定例会 第2回定例会 第3回臨時会 第4回定例会	平成11. 6.21～7.8 9.6～9.22 12.1～12.20 平成12. 2.28～3.27 6.19～7.7 9.4～9.21 12.4～12.26	第1回定例会 第2回定例会 第3回定例会 第4回定例会 第5回定例会 第6回定例会 第7回定例会 第8回定例会
平成 8. 1.26 2.23～3.22 6.17～7.4 9.4～9.20 12.4～12.24	第5回臨時会 第6回定例会 第7回定例会 第8回定例会 第9回定例会	平成13. 2.23～3.23 6.18～7.5 9.10～9.27 12.3～12.21 平成14. 2.27～3.26	第9回定例会 第10回定例会 第11回定例会 第12回定例会 第13回定例会
平成 9. 2.24～3.24 6.16～7.3 9.8～9.26 12.3～12.22	第10回定例会 第11回定例会 第12回定例会 第13回定例会	6.19～7.9 9.9～9.26 12.2～12.20 平成15. 2.24～3.20	第14回定例会 第15回定例会 第16回定例会 市議会議員選挙
平成10. 2.27～3.26 6.8～6.24 9.7～9.25 12.3～12.22	第14回定例会 第15回定例会 第16回定例会 第17回定例会	4.27 6.18～7.8 9.8～9.25 12.2～12.22	第1回定例会 第2回定例会 第3回定例会
平成11. 2.22～3.18 4.25	第18回定例会 市議会議員選挙	平成16. 3.1～3.25	第4回定例会

*震災に伴う臨時特例により、議員任期が4月30日から6月10日に延期された。

2. 特別委員会の開催

- 平成 7. 1.23 兵庫県南部地震対策特別委員会（任意の特別委員会）設置。委員10人。
- 2. 3 市当局より報告（被災状況と対策、震災復興本部の設置と組織改正、災害市街地復興基本方針）をし、質疑、要望を受けた。
- 2. 8 意見書案（兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する意見書案）がとりまとめられた。
- 2. 10 市当局より報告（被害状況、死亡者数の修正、家屋の被害状況調査、中小企業等への融資制度、災害弔慰金等の支給及び援護資金等の貸付、被災者証明書、倒壊家屋申込及び処理状況、応急仮設住宅第一次抽選、都市ガスの復旧状況、水道応急復旧状況、平成6年度2月補正予算概要）をし、質疑、要望を受けた。
- 2. 15 兵庫県南部地震災害対策特別委員会と改称され、地方自治法上の特別委員会として設置。委員10人。

- 正副委員長の互選が行われた。
- 2.17 市当局より報告（被害状況、森具震災復興土地区画整理事業概要、西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業概要、西宮北口駅北東地区第二種市街地再開発事業概要、住宅等の危険度判定調査結果、貸し付け・給付等の状況、消防局の活動状況、仮設庁舎等）をし、質疑、要望を受けた。
- 2.28 市当局より報告（被害状況、二次避難所の開設要領、被災者証明書発行・給付等の状況、仮設住宅等入居割当の状況、倒壊家屋申込及び処理状況、被災市街地復興推進地域、西宮浜埋立地仮設道路、学校の被害状況等）をし、質疑、要望を受けた。
- 3.7 市当局より報告（被害状況、西宮市震災復興計画の策定、総合住環境整備事業、災害援護資金の貸付等の状況、住宅の応急修理、学校における仮設住宅建設、西宮・甲子園競輪の再開、森具震災復興土地区画整理事業概要、西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業概要、西宮北口駅北東地区第二種市街地再開発事業概要、火災状況、各自治体からの職員派遣状況等）をし、質疑、要望を受けた。
- 3.13 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 3.28 市当局より報告（被害状況、地震災害特別緊急融資概要、災害援護関係給付・貸付等の状況、震災復興事業、住宅応急修理の状況、市職員の被災状況、個人による家屋解体搬送費用の公費支払い手続き等）をし、質疑、要望を受けた。
- 4.4 本市における兵庫県南部地震災害の実態調査並びに復興対策（県知事への要望）。
- 4.21 市当局より報告（震災対策等の概要、避難者実態調査の結果、第3次応急仮設住宅、総合設計制度、復興市街地整備事業、改良住宅の空家入居者募集、西宮市水道復興計画検討委員会の設置、避難所外給食、仮設庁舎等）をし、質疑、要望を受けた。
- 5.10 市当局より報告（市民の生活環境を守る条例等の改正、鳴尾地区船溜り埋立計画の概要、復興市街地整備事業、市庁舎等の被災調査所見の速報等）をし、質疑、要望を受けた。
- 特別委員会で市への災害復興に向けた提言がとりまとめられ、市長に提出。
- 5.16 市当局より西宮市震災復興計画案について説明をし、質疑、要望を受けた。
- 7.4 議員の改選に伴い、新たに震災復興対策特別委員会として設置。委員10人。正副委員長の互選が行われた。
- 7.20 市当局より報告（震災対策等の概要、西宮市住宅復興3カ年計画案、西宮市水道耐震化指針）をし、質疑、要望を受けた。
- 8.25 市当局より報告（西宮市住宅復興3カ年計画に係る実施要綱等、住宅助成義援金の受付状況、避難所の状況）をし、質疑、要望を受けた。
- 10.31 市当局より報告（震災に係る各種施策と事業の進捗状況、災害援護資金貸付金の再受付の状況、震災復興に係る面的整備事業）をし、質疑、要望を受けた。
- 平成 8. 2. 1 市当局より報告（西宮市地域防災計画震災対策編の中間報告、義援金等の状況、震災復興事業の経過）をし、質疑、要望を受けた。
- 2.8 立川市（防災対策、国立病院東京災害医療センター）、神奈川県（総合防災センター）視察。
- ~2.9
- 2.14 市当局より報告（西宮市地域防災計画）をし、質疑、要望を受けた。
- 3.5 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 6.5 市当局より報告（義援金等の状況、震災復興関連事業の進捗状況、仮設住宅の入居状況、西宮市地域防災計画地震災害対策編の案）をし、質疑、要望を受けた。
- 8.1 市内の復旧・復興状況現地調査（森具地区、西宮浜マリナパークシティ、甲子園浜埋立地の瓦礫、津門中央公園、JR西ノ宮駅北地区、阪急西宮北口駅北東地区、西宮市立西宮高校、満池谷墓地）。
- 10.18 市当局より報告（JR西ノ宮駅北地区住環境整備事業の計画変更、義援金の状況、復興基金の住宅対策事業の拡充と追加、被災宅地二次災害防止対策事業補助の改正、

- 阪神西宮駅南地区復興街づくり）をし、質疑、要望を受けた。
- 11. 19** 兵庫県（県災害対応総合情報ネットワークシステム）視察。
- 平成 9. 1. 30** 東京都（地震災害対策、防災センター）、静岡市（地震災害対策、コミュニティ防災センター）視察。
- ~ 1. 31**
- 2. 19** 市当局より報告（JR西ノ宮駅北地区住環境整備事業の進捗状況、義援金等の交付状況、震災復興関連事業の進捗状況、震災復旧事業の進捗状況）をし、質疑、要望を受けた。
- 3. 5** 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 6. 18** 委員改選。委員9人。
正副委員長の互選が行われた。
- 7. 30** 市当局より報告（義援金等の交付状況、震災復興関連事業の進捗状況、仮設住宅の現況及び災害公営住宅等の進捗状況）をし、質疑、要望を受けた。
- 11. 27** 市内の復興状況現地調査（兵庫県地すべり資料館、阪急西宮北口駅北東再開発事業、仮設店舗ポンテリカ）
- 平成10. 2. 12** 新潟県（地すべり資料館）、糸魚川市（地域防災計画、フォッサマグナミュージアム）視察。
- ~ 2. 13**
- 3. 10** 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 6. 4** 市当局より報告（震災被災者への生活再建支援措置の拡充、震災復興関連事業の進捗状況、仮設住宅の現況及び災害公営住宅等の進捗状況）をし、質疑、要望を受けた。
- 6. 23** 市当局より報告（震災被災者への生活再建支援措置の拡充、震災復興関連事業の進捗状況、仮設住宅の現況及び災害公営住宅等の進捗状況、西宮市地域防災計画職員行動マニュアル）をし、質疑、要望を受けた。
意見書案（被災者への公的支援拡充に関する意見書案）について意見交換が行われた。
- 6. 24** 意見書案（被災者への公的支援拡充に関する意見書案）について意見交換が行われた。
- 8. 18** つくば市〔通産省地質調査所（地質標本館、地震地質・活断層の研究）、科技庁防災科学技術研究所（防災科学研究所、自然災害と防災の研究）〕視察。
- ~ 8. 19**
- 11. 20** 市当局より報告（被災者自立支援金の状況、仮設住宅の解消計画）をし、質疑、要望を受けた。災害時における議会対応について意見交換が行われた。
- 平成11. 3. 3** 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 9. 22** 議員の改選に伴い、新たに震災復興・防災対策特別委員会として設置。委員12人。
正副委員長の互選が行われた。
- 11. 19** 市当局より報告（6月及び9月の豪雨災害、応急仮設住宅の解体撤去及び原状復旧状況）をし、質疑、要望を受けた。特別委員会の今後の取り組みについて協議が行われた。
- 11. 24** 市当局より報告（応急仮設住宅の解体撤去及び原状復旧状況）をし、質疑、要望を受けた。特別委員会の今後の取り組みについて協議が行われた。
- 平成12. 1. 27** 国分寺市（市民防災まちづくり学校）、東京都（東京消防庁向島消防署の発災対応型防災訓練）、東京都練馬区（学校防災緑化整備事業）視察。
- ~1. 28**
- 3. 7** 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 12. 1** 市当局より報告（地質・活断層図）をし、質疑、要望を受けた。
- 平成13. 2. 1** 東京都杉並区（震災サバイバルキャンプイン'99—1,000人の仮設市街地づくり）、焼津市（市内全自主防災組織に救助隊を結成）視察。
- ~2. 2**
- 3. 6** 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 4. 13** 市当局より報告（阪神・淡路大震災 震災復興6年の総括（案））をし、質疑、要

- 望を受けた。
- 6.20** 委員改選。委員12人。
正副委員長の互選が行われた。
- 11. 9** 市当局より報告（南海トラフの地震の長期評価、兵庫県津波災害研究会の調査報告、雨量情報システム整備）をし、質疑、要望を受けた。
- 平成14. 1.31** 名古屋市（雨に強いまちづくり）、厚木市（ぼうさいの丘公園）視察。
- ~ 2. 1**
- 3. 8** 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 8.27** 松戸市（インターネットを活用した避難誘導案内板）、大田区（長期計画「おおたプラン2015」における地震対策）視察。
- ~ 8.28**
- 11.12** 市当局より報告（尻川の水難事故に関する今後の対策等、阪神・淡路大震災被災者支援策の現状）をし、質疑、要望を受けた。
- 平成15. 3. 5** 委員長の互選と特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 9.25** 議員の改選に伴い、新たに震災復興・防災対策調査特別委員会として設置。
委員11人。
正副委員長の互選が行われた。
- 平成16. 1.26** 市当局より報告（阪神・淡路大震災被災者支援施策の現状）をし、質疑、要望を受けた。
- 2.12** 熊本市（防災情報システム、防災連絡体制）、久留米市（筒川雨水幹線水環境創造事業、久留米市西部河川防災ステーション）視察。
- ~ 2.13**
- 3. 10** 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。

3. 国・県への要望等

震災関連で国、県へ要望活動等が行われた。

要 望 内 容	要望年月日	要 望 先
兵庫県南部地震の災害復旧復興事業に関する要望	H 7. 4. 4 県へ赴く	兵庫県知事
兵庫県南部地震の災害復旧復興事業対策に関する要望	4. 7 国へ赴く	衆議院議長 地震対策担当大臣外関係大臣
阪神・淡路大震災復興推進大会（被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画）への参加	7.27 東京	関係機関に要望書送付
阪神・淡路大震災の復興に関する要望	9.13 来西	国土庁長官
阪神・淡路大震災に伴う復旧復興対策にかかる要望	H 8. 2.18 来西	内閣総理大臣
阪神・淡路大震災に伴う復旧復興対策にかかる要望	2.20 国へ赴く	内閣総理大臣 衆議院議長 大蔵大臣外関係大臣
阪神市議会議長会による国への陳情	3.18 国へ赴く	衆議院議長 大蔵大臣外関係大臣
阪神・淡路大震災復興推進大会（被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画）への参加	7.31 東京	関係機関に要望書送付
関係機関に要望書送付 阪神淡路大震災復興推進大会（被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画）への参加	12. 5 東京	関係機関に要望
阪神・淡路大震災復興推進大会（被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画）への参加	H 9. 7.24 東京	関係機関に要望
阪神・淡路大震災復旧復興事業の推進にかかる財政支援等についての要望	11.28 国へ赴く	建設大臣外関係省庁

4. 意見書・決議の提出

震災関連で内閣総理大臣などに提出された意見書及び決議は次のとおりである。

意 見 書	議決年月日	提 出 先
兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する意見書	H 7.2.15	内閣総理大臣外関係大臣
兵庫県南部地震の被災者対策を求める意見書	3.24	内閣総理大臣外関係大臣
マンション等被災住宅の再建促進をはかるための意見書	3.24	内閣総理大臣外関係大臣
港湾・海岸整備に対する意見書	9.26	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件整備に関する意見書	12.21	内閣総理大臣外関係大臣
地震災害に対する保険・共済制度の創設を求める意見書	H 8.3.22	内閣総理大臣外関係大臣
阪神・淡路大震災の被災者への個人補償と震災復興財源の確保を求める意見書	3.22	内閣総理大臣外関係大臣
第9次治水事業5箇年計画の投資規模の拡大と治水事業の強力な推進に関する意見書	7.4	内閣総理大臣外関係大臣
第11次道路整備5箇年計画の完全達成に関する意見書	9.20	内閣総理大臣外関係大臣
被災地における教員定数・学級定員の特例措置を求める意見書	9.20	内閣総理大臣 文部大臣
阪神・淡路大震災の被災者に個人補償を求める意見書	12.24	内閣総理大臣外関係大臣
激甚災害における被災者への公的助成の実現を求める意見書	H 9.3.24	内閣総理大臣外関係大臣
「災害被災者等支援法案」の早期審議と成立を求める決議	6.16	
第4次急傾斜地崩壊対策事業5箇年計画の投資規模の拡大と急傾斜地崩壊対策事業の強力な推進に関する意見書	9.26	内閣総理大臣外関係大臣
災害救助法の抜本的改正を求める意見書	9.26	内閣総理大臣外関係大臣
災害援護資金貸付けの利率を軽減するよう求める意見書	9.26	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件の改善を求める意見書	9.26	内閣総理大臣外関係大臣
教員定数・学級定員にかかる意見書	9.26	内閣総理大臣外関係大臣
災害被災者等支援法案の早期成立を求める決議	9.26	
教育条件の改善を求める意見書	H 10.9.25	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件の整備を求める意見書	9.25	内閣総理大臣外関係大臣
失業・雇用について緊急な対応を求める意見書	9.25	内閣総理大臣外関係大臣
道路整備の促進と事業費の確保に関する意見書	12.22	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件整備にかかる意見書	H 11.9.22	内閣総理大臣外関係大臣
「地震防災対策特別措置法」の改正に関する意見書	H 12.9.21	衆参両院議長、 内閣総理大臣外関係大臣
教育条件整備を求める意見書	9.21	内閣総理大臣外関係大臣
住宅再建支援制度の創設を求める意見書	H 15.3.20	衆参両院議長、 内閣総理大臣外関係大臣
被災者生活再建支援法の見直しを求める意見書	3.20	衆参両院議長、 内閣総理大臣外関係大臣

5. 講演会の開催

平成10.10.27. 議会防災講演会（西宮市役所東館8階大ホール）

テーマ 六甲山地とその周辺の活断層—大地震との関連—

講 師 岡田篤正（京都大学大学院理学研究科教授、理学博士）

受講者 市議会議員39人、市職員88人

※講演記録誌が作成され、関係者に配付された。

1. はじめに

阪神・淡路大震災が被災地に残した爪痕は大きく、関連死も含めると死者6千人を超え、被害額は10兆円にものぼり、復興への道は困難を極めた。

本市においては、住宅を中心とした市民の生活再建支援、公共施設の災害復旧、市街地再開発や土地区画整理等の復興事業などにより、「街の復興」を進めたが、このことは、同時に本市に巨額の財政負担をもたらした。平成6年度から15年度までの震災関連事業の執行額の合計は、約4,301億円にのぼり、その内訳は、災害救助費で320億円、災害復旧で1,142億円、震災復興費で2,839億円となっており、この財源は、国庫支出金が1,717億円、県支出金が94億円の合計1,811億円で、42.1%を占め、その次に借入金である市債が1,668億円、38.8%にものぼっている。(表1、図1参照)

一方、これらの事業は、本市の震災復興計画に基づくものであり、国も阪神・淡路復興委員会を通じてこれを支援してきており、多くの特例措置が講じられ、これらは、財政支援という意味で、決して少なくはない。

しかし、震災後10年を経過する平成16年度時点で、本市の財政状況をみると、長びく景気低迷に加え、震災復興事業による公債費負担が財政悪化に拍車をかけているも事実である。(図2参照)

ここでは、これまでの財政支援の内容と経過、今後の課題について述べる。(表2参照)

2. 地方交付税による支援

(1) 普通交付税

道路や下水道等の公共施設の災害復旧事業には、国庫負担金のほか地方債の発行で財源を賄い、その元利償還金の一部が普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置を受けており、災害復旧費の交付税算入額の平成8年度から15年度までの累計額は、約55億円にのぼり、この大半が震災によるものである。

震災復興事業のうち、街路事業、区画整理事業、再開発事業等は、国庫補助金のほか地方債の発行で財源を賄い、その元利償還金の一部が普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置を受けている。

(2) 特別交付税

ア 災害救助として倒壊家屋の解体撤去、ガレキ処理を市町で実施したが、財源の2分の1ずつを、国庫補助金と地方債で賄い、地方債の元利償還金の95%（従来は57%）を特別交付税で措置された。

また、震災の被災者に対する市税、使用料、手数料、負担金及び分担金の減免による減収を補填するために発行した歳入欠かん債の元利償還金の75%（従来は57%）を特別交付税（ただし、平成15年度より普通交付税に振り替え）で措置された。これらの交付税措置分は、平成8年度から平成15年度までの合計で約228億円にのぼる。

イ 震災関連事業で発行した市債の償還が本格化する中で、公債費負担の平準化、緩和を図るために、兵庫県及び被災3市で国へ度重なる財政支援の要望を行い、高金利の市債の借換えや繰上償還、償還期間の延長等を求めてきた。しかし、高金利の市債の借換えや繰上償還は、法律改正が伴い、認められず、その代替策として、平成12年度から、7%以上の高金利の地方債（政府資金によるものに限る。）に対する特別交付税での5%を超える利子補給制度が拡充され、本市も同年度から適用を受けている。

また、国の「公債費負担適正化計画」、すなわち起債制限比率（市税などの一般財源に占める公債費の割合を示す指標）の3ヵ年平均が原則として14%以上の団体を対象に、当該団体が計画を策定し、自主的かつ計画的に公債費負担の適正化を推進する場合、国が特別交付税等により財

政支援を行う制度に基づき、平成10年度の阪神・淡路大震災の被災市町に対する要件緩和措置が採られ、本市は同年度から特別交付税による財政支援を受けている。

3. 国庫補助負担金による財政支援

災害救助や道路、河川、下水道等の公共施設を現状に復す災害復旧事業と阪急西宮北口駅周辺の土地区画整理事業や再開発事業、森具地区の土地区画整理事業等の「街の復興」を目指す震災復興事業には多くの国庫補助負担金が投入され、総額では、1,717億円にのぼる。

震災復興事業は、壊れたものを元に戻す災害復旧事業が財政の悪化を招かないよう財政措置されているのと異なり、国庫補助率等、通常の財政措置となっている。このため、震災による税収の大幅な減収など、脆弱化した財政状況の下で、短期的・集中的に復興事業を実施することとなると財政の悪化をもたらしかねず、そのために事業が遅れかねないと懸念から被災団体は国に対し復興事業に係る財源措置拡充の要望を行い、ある程度実現をみた。

震災復興事業のうち、被災市街地復興推進地域の指定を受けて行った西宮北口駅北東市街地再開発事業及び西宮北口駅北東、森具震災復興土地区画整理事業は、事業自体が特別に認められたものであり、また前者の西宮北口駅北東市街地再開発事業については、共同施設整備費に係る補助率は、特例で3分の2から5分の4に引き上げられた。

更に、同市街地再開発事業は、災害復興市街地再開発事業として共同施設整備費のうち災害時に活用可能な集会所等も特例として補助対象とされた。

また、公営住宅の建設に係る工事費については、通常は2分の1の国庫補助率であり、一般の災害公営住宅は、これを3分の2に嵩上げされるが、阪神・淡路大震災が激甚災害に指定されたことで4分の3に引き上げられた。

4. 地方債の特例等による財政支援

特別交付税の項で述べたように、増嵩する公債費負担の平準化を図るため、政府等に償還期間の延長を求めた結果、震災関連事業に伴う政府資金による市債について平成12年度以降の新規発行分の償還期間を、現行の概ね20年から政府資金として最長の30年に延長された。また、既発行の市債の償還期間の延長については、法律改正が必要で、実現が困難なことから、代替措置として、新たに発行する市債について、平成13年度から阪神・淡路大震災の特定被災市町村が実施する事業について、該当する事業債等の充当率を100%に引き上げる措置が採られ、本市は平成14年度から引き上げ分の起債、すなわち資金手当債を発行している。

5. まとめ

阪神・淡路大震災は、大都市直下型地震であったため、被災地に残した爪痕は大きく、被災者の生活再建、地域経済の再建、都市基盤の再建等に必要な投資を、短期間に、かつ巨額の資金を集中的に投下して行い、街の再建・復興を図る必要があった。これに対して、既に述べたように、国・県からは様々な財政支援を受け、「街の復興」が大きく進んだことは事実である。

しかし、一方で、震災復興事業のため発行した市債の償還金である公債費の負担は重く、普通会計の一般財源ベースでみると震災前の平成5年度が79億円であったのに対し、平成14年度が252億円、15年度が259億円、更に償還のピークの16年度が265億円と、震災前の3倍を超える額が当面続き、本市の財政状況を悪化させる一因となっている。(図2参照) これに対し、既に述べたように、起債制度の運用や地方交付税などによる国の支援は受けているが、今後、特別交付税による特段の措置等、更なる財政支援が求められており、引き続き国等に要望を行っているところである。

表1 H6～H15 震災関連経費の状況

(単位：百万円)

区分	年 度										構成比(%)	
	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15		
災害救助費	9,703	18,283	458	475	815	1,626	462	68	77	82	32,049	7.4
災害復旧費	6,387	64,348	34,224	9,113	53	30	16	16	15	15	114,217	26.6
震災復興費	2,232	65,662	64,040	51,320	33,115	24,388	21,953	8,876	6,888	5,390	283,864	66.0
内訳 消費的経費	0	9,066	6,510	5,506	5,351	4,920	3,402	3,007	2,526	1,870	42,158	9.8
投資的経費	2,232	56,596	57,530	45,814	27,764	19,468	18,551	5,869	4,362	3,520	241,706	56.2
合 計	18,322	148,293	98,722	60,908	33,983	26,044	22,431	8,960	6,980	5,487	430,130	100.0
財源内訳 国庫支出金	3,018	59,729	46,960	25,357	13,728	9,105	7,395	2,767	1,936	1,669	171,664	39.9
県支出金	3,502	2,362	181	287	880	1,581	461	70	74	31	9,429	2.2
市 債	8,628	71,699	40,241	19,720	9,835	7,019	5,436	1,922	1,365	921	166,786	38.8
そ の 他	81	9,579	6,477	9,428	5,434	4,419	3,015	2,975	2,441	1,686	45,535	10.6
一般財源	3,093	4,924	4,863	6,116	4,106	3,920	6,124	1,226	1,164	1,180	36,716	8.5

図1 震災復興関連経費と財源

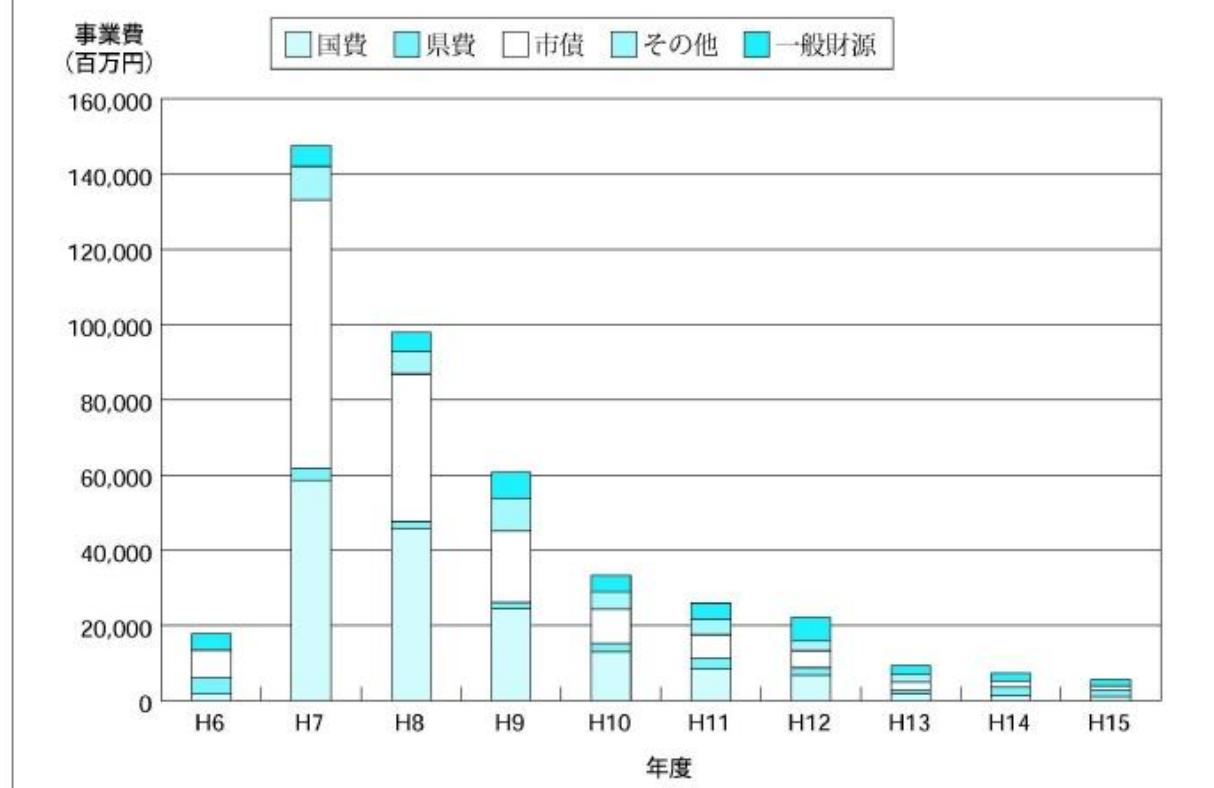


図2 公債費の状況



(注：普通会計、一般財源ベース)

表2 震災復興等に対する国の財政的支援一覧

救 助 費 (ガレキ) (処理等)	補助率 1/2 地方債 充当率 100%（従来どおり） 債還期間 10年（従来は4年） 交付税 元利債還金の95%を特別交付税措置（従来は57%）
歳 入 欠かん債	（震災による減免措置に対する財源補填） 地方債 充当率 100%（従来どおり） 債還期間 10年（従来は4年） 交付税 元利債還金の75%を特別交付税措置（従来は57%）
復 旧 費	補助率 基本 2/3→7～9割 年度で変動 地方債 充当率 100%（従来どおり） 債還期間 15年（従来は10年） 交付税 元利債還金の一部を普通交付税の基準財政需要額に算入（従来どおり）
復 興 費	街路事業 補助率 1/2 特例なし 地方債 充当率 50%～90%（従来どおり） 交付税 元利債還金の一部を普通交付税の基準財政需要額に算入（従来どおり） 区 画 整理事業 補助率 1/2 特例なし ただし、復興推進事業（森具、西宮北口駅北東）は幅員6m街路まで補助対象 地方債 充当率 50%～90%（従来どおり） ただし、復興推進事業（森具、西宮北口駅北東）はすべて90% 交付税 元利債還金の一部を普通交付税の基準財政需要額に算入（従来どおり） ただし、復興推進事業（森具、西宮北口駅北東）は80%に算入率を嵩上げ
再 開 発 事 業	補助率 共用施設整備費 2/3→4/5 震災特例 ※災害時に避難所となる集会所も補助対象 公共施設整備費 1/2 特例なし 地方債 充当率 90%（復興推進事業（西宮北口駅北東）） 交付税 元利債還金の80%を普通交付税の基準財政需要額に算入 (復興推進事業（西宮北口駅北東）)
災害公営 住 宅	補助率 基本 1/2→震災 2/3→激震 3/4 地方債 充当率 100%（従来85%のうち100%） 債還期間 30年（従来は25年） 交付税 算入なし
公園事業	補助率 用地 1/3 施設 1/2(従来どおり) 地方債 充当率 75%（従来どおり） 交付税 元利債還金の一部を普通交付税の基準財政需要額に算入（従来どおり）
そ の 他	政府資金による高金利地方債の→ 認められず 借換・繰上償還 ただし、高金利対策として、H12より7%以上の地方債利子のうち5%を超える部分の一部について、特別交付税措置（一定の要件を満たせば、被災市以外の団体も対象） 公債費負担適正化計画による → 2.5%を超える地方債利子相当額の一部と、特定の事業に係る地方債発行額の一定割合を特別交付税措置（一定の要件を満たせば、被災市以外の団体も対象） 地方債の償還期間の延長 → H12から震災関連事業にかかる新規発行分について政府資金として最長30年に延長（既発債については延長認められず） 地方債充当率の引き上げ → H13より全ての適債事業について、充当率を100%に引き上げ（本市ではH14より活用）

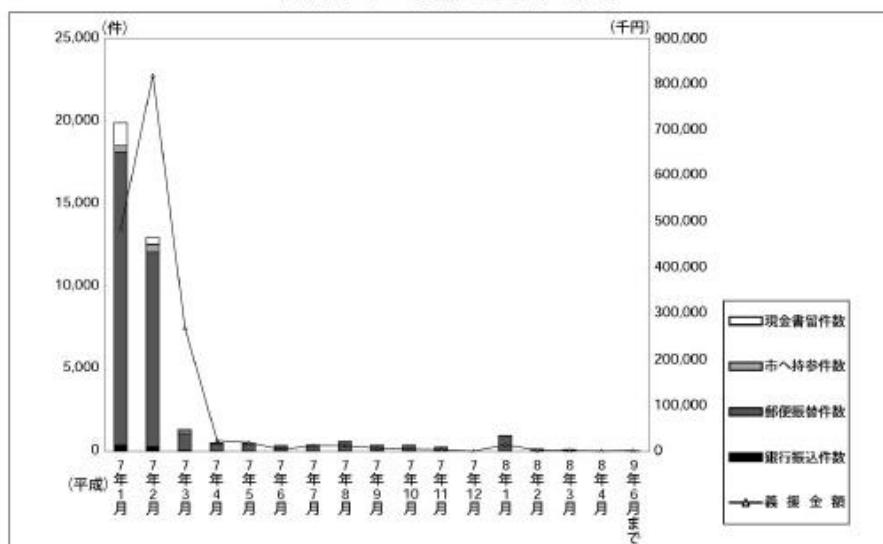
1. 義援金の受入

阪神・淡路大震災で西宮市に寄せられた義援金は、38,668件、1,682,439,088円に及んだ。義援金は、1月25日に発足した県の募集委員会に順次納付した。

時期的には、大半が1月から2月にかけて寄せられた（件数の84.9%、金額の77.5%）。また、件数では郵便振替が全体の90.0%を占めていたことも特徴的であった。

年月日	件 数(件)				金額(千円)
	銀行振込件数	郵便振替件数	市へ持参件数	現金書留件数	
7年1月	376	17,752	363	1,392	485,543
7年2月	278	11,775	480	405	818,800
7年3月	55	1,023	207	36	269,331
7年4月	12	433	57	8	24,375
7年5月	8	448	26	6	19,273
7年6月	5	326	11	3	4,149
7年7月	3	354	16	2	12,443
7年8月	5	585	9	0	12,267
7年9月	4	352	10	0	7,066
7年10月	1	365	3	0	4,513
7年11月	3	244	9	0	3,636
7年12月	0	0	0	0	0
8年1月	5	919	17	2	14,441
8年2月	2	121	7	0	2,514
8年3月	0	89	7	0	1,803
8年4月	0	17	2	0	384
9年6月まで	16	2	12	0	1,901
合計	773	34,805	1,236	1,854	1,682,439

西宮市での義援金受入の推移



2. 義援金の支給

震災直後より国内外から寄せられた多額の義援金は、「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」で統一的な基準を設けて3次に分けて配分された。

本市では交付時期に従い、平成7年2月12日から第1次義援金の支給を行い、以後、平成11年度末まで5次にわたって実施した。

(単位:件、千円)

義援金の名称・金額		件 数	支 給 金 額
第1次	死亡者・行方不明者見舞金	10万円	1,021
	住家損壊見舞金	10万円	60,224
第2次	重傷者見舞金	5万円	1,643
	要援護家庭激励金	30万円	5,521
	被災児童・生徒教育助成金	1～5万円	6,349
第3次	住宅助成金	30万円	27,662
	被災児童（遺児・孤児）特別教育資金	100万円	106
第4・5次	生活支給金	10万円	48,797
	生活支給金（追加支給分）	5万円	48,597
合 計		199,920	23,753,327

「震災復興6年の総括」より

- [平成7年1月17日] 阪神・淡路大震災発生]
- [平成7年1月19日] 西宮市での義援金受入れ開始]
- [平成7年1月25日] 兵庫県南部地震災害義援金募集委員会発足]
- [平成7年2月12日] 県募集委員会からの配分に基づき義援金の支給を開始]
- [平成9年6月11日] 西宮市での義援金受入れ終了。以後、県募集委員会で継続]
- [平成11年3月31日] 県募集委員会での対応分も含め義援金支給完了]